

第2次 健康ながよ21 別冊

長与町自殺対策計画

平成31年3月

長与町

目次

1. 計画の概要	・・・・・・・・・・ P1
(1) 計画策定の経緯と趣旨	
(2) 計画の位置付け（町の関連計画との関係性など）	
(3) 計画の期間	
2. 長与町における自殺の現状	・・・・・・・・・・ P2～P3
(1) 自殺死亡率と自殺者数の推移	
(2) 性年代別の自殺死亡率と自殺者数	
(3) 長与町の傾向	
3. 計画の主要課題	・・・・・・・・・・ P3～P4
(1) 課題の抽出	
4. 計画の基本的な方針	・・・・・・・・・・ P5
(1) 計画の目指す姿	
(2) 基本目標	
(3) 計画の指標	
5. 主な取組	・・・・・・・・・・ P6～P9
6. 計画の評価	・・・・・・・・・・ P10
7. 長与町の推進体制	・・・・・・・・・・ P11
8. 長与町自殺対策連絡会議設置要綱	・・・・・・・・・・ P12～P13

1. 計画の概要

(1) 計画策定の経緯と趣旨

長与町では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 26 年 6 月に長与町自殺対策連絡会議を設置・開催するなどして、自殺対策の取り組みを積極的に進めてきました。

この度、平成 28 年に改正された自殺対策基本法において、全ての市町村に「地域自殺対策計画」の策定が義務付けられ、本町のこれまでの取組を発展させる形で全庁的な取組として自殺対策を推進するため、「長与町自殺対策計画」を策定しました。

(2) 計画の位置付け（町の関連計画との関係性など）

長与町では、健康増進法第 8 条第 2 項に定める「市町村健康増進計画」として、平成 18 年 3 月に「健康ながよ 21」計画を策定し、全ての住民が健康で明るく、元気に生き生きと生活できる活力ある町の実現を目指し取組を推進してきました。その後、「健康ながよ 21」計画を継承する「第 2 次健康ながよ 21」（平成 25 年度から平成 34 年度）計画を策定し、健康づくり事業を推進しています。その中で「こころの健康」は、「ストレスを感じている人の割合の減少」・「自殺者の減少」・「認知機能低下ハイリスク高齢者の割合の減少」を目標に取り組んでいますが、平成 28 年 3 月、自殺対策基本法の改正により、新たに本計画に自殺対策計画として章立てし、盛り込むこととしました。

(3) 計画の期間

「第 2 次健康ながよ 21」計画は、平成 25 年度から平成 34（2022）年度までの 10 年計画です。平成 29 年度に中間評価を行いました。引き続き、平成 30 年度から計画を推進・実行するとともに、長与町自殺対策計画を新たに追加し、平成 34（2022）年度の最終評価を行います。

年度	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	計画の推進・実行	⇒	⇒	⇒	中間評価	計画の推進・実行	⇒	⇒	⇒	最終評価 次期計画案作成

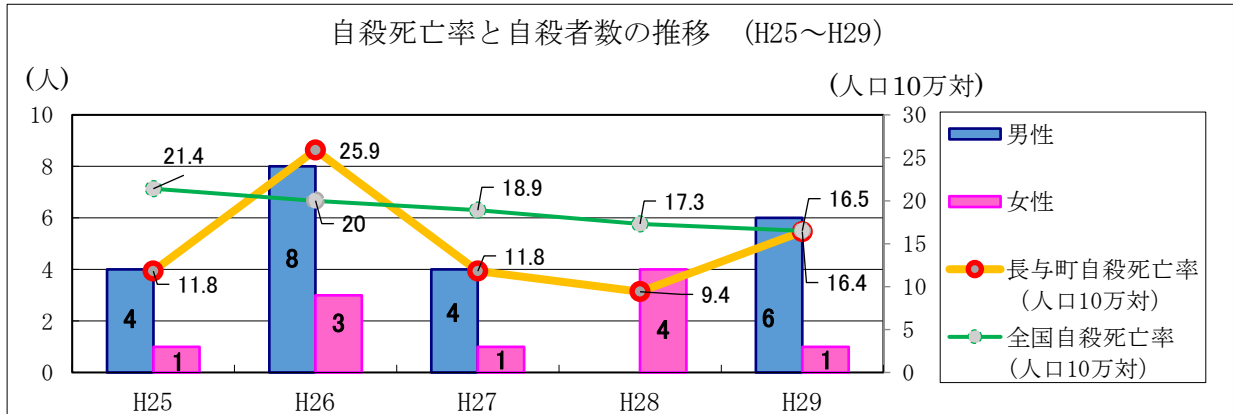
「第 2 次健康ながよ 21」計画（平成 25 年度～34 年度）

長与町自殺対策計画(平成 31 年度～)

2. 長与町における自殺の現状

(1) 自殺死亡率と自殺者数の推移

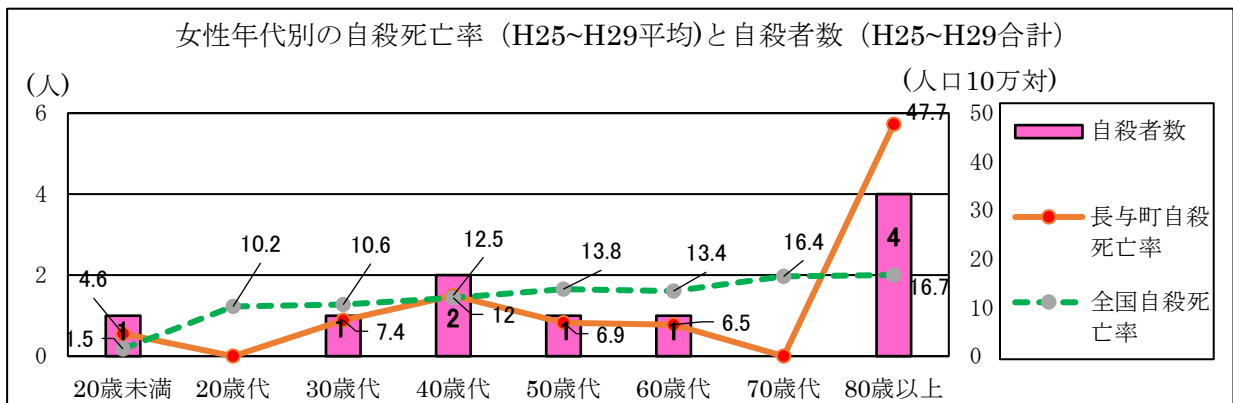
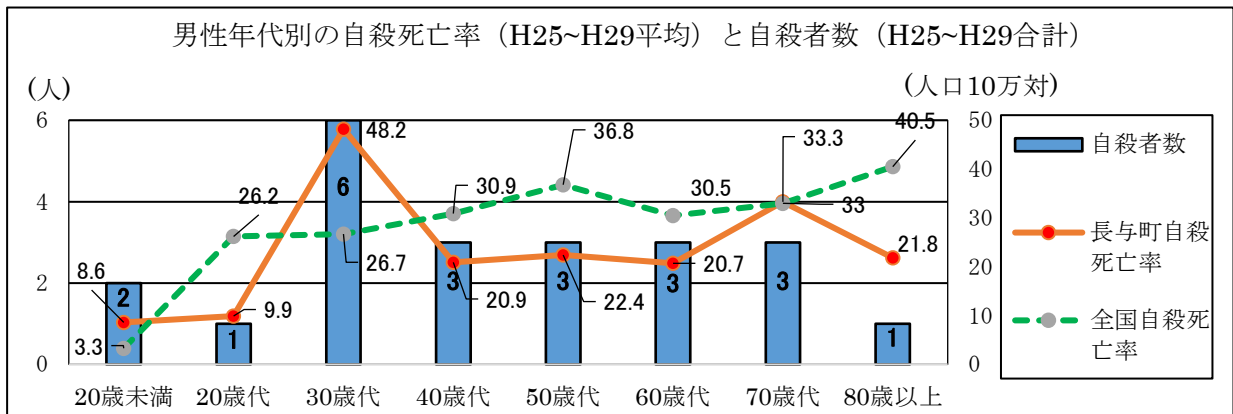
長与町の自殺死亡率は、全国自殺死亡率と比較し平成 25 年までは、低い状況でしたが平成 26 年に自殺死亡率が大幅に上昇し、全国自殺率を上回りました。その後、自殺者数は約半数以下に減少し、自殺死亡率も全国自殺死亡率よりも低い状況です。男女別にみると平成 27 年までは男性が女性に比べて多い状況でしたが、平成 28 年は全ての自殺者数は女性であったことがわかりました。長与町は規模が小さく年間の自殺者数も少ないため、経年的な傾向がみえづらい状況です。



(2) 性年代別の自殺死亡率と自殺者数

長与町の状況として、男性では 20 歳未満と 30 歳代、女性では 80 歳以上の自殺死亡率の割合が全国と比較して高いことが分かります。

【年代別自殺死亡率】(H25~29 年の総計)



(3) 長与町の傾向

平成 25 年から平成 29 年の 5 年間の自殺者数は 32 人（男性 22 人、女性 10 人）で、男性が女性の 2 倍の自殺者数となっています。性別・年代・職業等の属性別にみると、1 位は男性 60 歳以上無職者・同居有で、2 位が男性 20～39 歳有職同居有、3 位が男性 40～59 歳無職同居有でした。またそれぞれの区分で自殺に至る経路として表のような状況が考えられています。平成 25 年から平成 29 年の 5 年間の状況の分析では、高齢者、生活困窮者、勤務・経営が重点課題であるとの結果となり、それぞれのライフステージでのリスク要因や環境要因が影響して自殺に至ったことも考察されます。

【長与町の自殺死亡者の傾向H25～H29 合計】

※地域自殺実態プロファイルより

上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (10 万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1 位：男性 60 歳以上 無職同居有	4	12.5%	27.5	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2 位：男性 20～39 歳 有職同居有	4	12.5%	25.4	職場の人間関係/仕事の悩み(ブラック企業)→パワハラ+過労→うつ状態→自殺
3 位：男性 40～59 歳 無職同居有	3	9.4%	238.5	失業→生活苦→借金→家族間の不和→うつ状態→自殺
4 位：女性 60 歳以上 無職同居有	3	9.4%	12.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位：男性 20～39 歳 無職同居有	2	6.3%	69.9	①【30 代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

3. 計画の主要課題

(1) 課題の抽出

①町民の自殺予防に対する意識の希薄化

厚生労働省では、月別自殺者数が多い 3 月を自殺対策強化月間と定めるとともに、9 月 10 日から 9 月 16 日までを自殺予防週間と定め、自殺対策を集中的に展開しています。

しかしながら、国における平成 28 年度自殺対策に関する意識調査では、「自殺予防週間/自殺対策強化月間」について、「知らなかった」と答えた人の割合は 56.2%と過半数を占め、また自殺対策は自分自身に関わる問題だと思うかについては“そう思わない”(「そう思わない」「あまりそう思わない」)の合計)と答えた人の割合は 47.2%となっています。長与町でも広報誌等を通じ、自殺対策強化月間の周知を図るなど自殺予防に向けた取組を行っていますが、自殺対策への関心を高めてもらうためにも、自殺対策に関する情報の周知を今後も広く図っていく必要があります。

特に自殺は誰もが直面し得る危機であり、その場合には誰かに相談や援助を求めるといった意識が浸透している必要があります。町民が自殺を考えている人の存在に気付き、適切な関わりを持

ちつつ、相談・専門機関等へつなげられるようにするためにも、町民一人一人への情報の周知徹底が重要です。

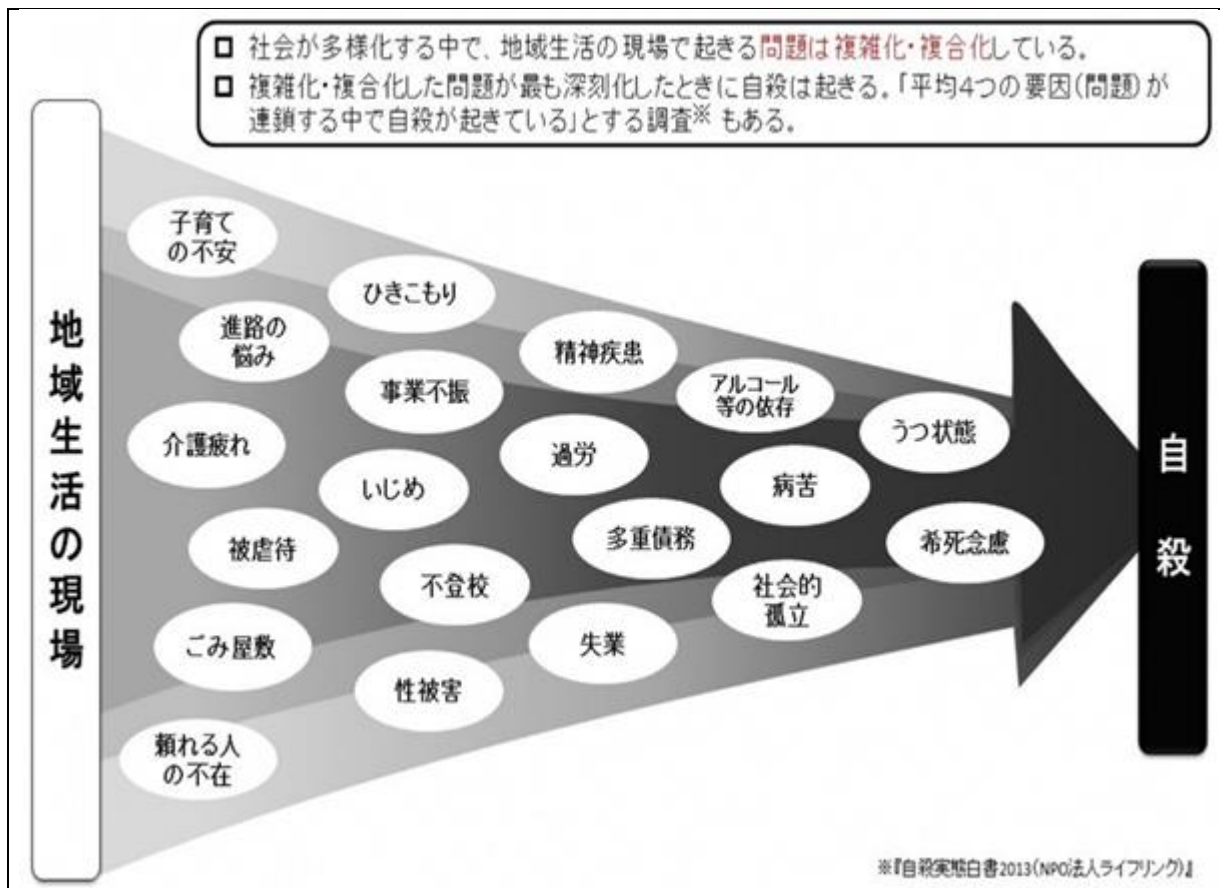
②相談窓口の周知不足

必要な支援を受けるために、何よりも相談することが大切です。長与町では広報誌等を通じ、悩み事を抱えた人への相談窓口の周知を図っていますが、相談する人がいない・相談先を知らないために、適切な支援を受けられないことがあると考えられます。行政の窓口以外にも長与町社会福祉協議会や西彼保健所や「いのちの電話」など、窓口となる機関が複数あるものの、実際の相談につながっていないケースもあると考えられます。誰もが相談しやすい体制づくりや各種相談機関のネットワークの強化に努めるとともに、相談窓口についての情報を周知していく必要があります。

③関係機関との連携

平成 28 年に（公財）日本財団が全国で初めて実施した「日本財団自殺意識調査」によれば、「自殺念慮を抱いた人の 66.0%が 2 つ以上の原因を抱えていた」という結果が出ています。また、自殺念慮の原因として多く挙げられたものは、男性では「勤務問題」、「経済生活問題」、女性では、「家庭問題」、「健康問題」という結果になっています。

自殺は複合的な要因によって至る可能性が高いということを改めて長与町全体で認識するとともに、支援を必要とする人が抱える様々な問題に対して、適切な窓口や相談機関等へつなぐことができるよう、関係機関のネットワークの強化や連携した取組が必要です。



4. 計画の基本的な方針

(1) 計画の目指す姿

これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、近年においては、「社会の問題」と認識されるようになり、日本における自殺者数の年次推移は減少傾向にありますが、自殺者数は毎年2万人を超える水準で推移しており、決して楽観できません。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題や過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があると考えられています。

自殺対策は、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やし、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因」を減らすことを通じて社会全体の自殺リスクを低下させる必要があります。

これまで取り組んできた「こころの健康」に関する各種施策を継続しつつ、悩んだときは、一人で抱え込まない環境づくりを促進し、周囲の人が自殺サインを見逃さずに支え、誰も自殺に追い込まれることのない地域づくりを目指します。

(2) 基本目標

① 町民の自殺予防に向けた意識の醸成（町民への啓発と周知）

多くの町民が、身近な人の自殺の兆候等に気づき適切な機関につなぐなど、自殺は社会の取組で防げるという共通意識を持ってゲートキーパーとしての役割を果たすことができるよう、多様な媒体を活用して、自殺予防に対する意識を醸成します。

また、健康教育や広報等を通じ、町民一人一人の気付きや見守りを促す啓発事業に取り組みます。

②相談窓口の周知徹底と居場所づくり

相談窓口は、自殺防止に必要な支援を受けるためのスタートラインであることから、行政の相談窓口や社会福祉協議会をはじめ関係団体の他、「いのちの電話」など身近に相談できる窓口の周知徹底と地域での孤立を防ぐための居場所づくりに取り組みます。

③人材育成

自殺防止には、ゲートキーパーや関係機関の職員等が自殺リスクを早期に発見し、適切に対処することが重要であることから、自殺対策を支え得る人材育成に努めます。

④関係機関の機能強化と連携（地域におけるネットワークの強化）

自殺予防には精神保健の視点や、社会的・経済的な視点を含む包括的な支援が必要であることから、適切な窓口や相談機関へつなぐことができるよう、関係機関が密接に連携し、協力体制の構築を目指します。

（3）計画の指標

国は「自殺総合対策大綱」において、先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、2026年までに、自殺死亡率を2015年と比べて30%以上減少させることを目標としています。

長与町では、誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、自殺者数ゼロを目標に取り組んでいきます。

5. 主な取組

長与町を取り巻く自殺をめぐる現状や社会状況、長与町におけるこれまでの「こころの健康」に関連する施策を鑑み、長与町が目指す姿「こころの SOS に気付き、支える地域づくり」の実現に向け、下記の取組を行います。

基本目標 1：町民の自殺予防に向けた意識の醸成

① 町民への普及啓発の推進

No.	取組	担当課・関係団体（協力）
1	自殺予防に関すること ・自殺に関連する正しい知識の普及や情報発信を行います。	健康保険課・介護保険課 福祉課・こども政策課 学校教育課
2	子育て世代の地域交流に関すること ・子育て支援や交流の場の提供などにより地域での子育てを支援します。	こども政策課
3	子どもの SOS の出し方・いのちの大切さに関すること ・SOS の出し方の一つである「子どもホットライン」（相談電話）について周知します。 ・道徳科を中心としながら学校教育全体でいのちの大切さについて考えさせる場を設けます。	学校教育課
4	障害者（児）に関すること ・障害者（児）の社会参加や地域生活に関するイベントや講演会の情報発信を行います。	福祉課 こども政策課
5	認知症予防及び認知症に関すること ・認知症サポーター養成講座を行い認知症についての正しい知識を持ち、誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指します。	介護保険課 地域包括支援センター
6	DV に関すること ・あらゆる暴力の予防・根絶に向けて、DV 等についての知識の啓発と普及に努め、相談窓口等の周知を図ります。	政策企画課
7	男女共同参画に関すること ・夫婦・家庭等様々な悩みの相談窓口の周知を図ります。	
8	消費者教育・啓発に関すること ・消費生活に関する情報の提供や消費者被害防止の啓発などを行います。	地域安全課

② こころの健康づくりの推進

No.	取組	担当課・関係団体（協力）
1	こころの健康づくりに関すること ・心身の健康づくりに関する健康教育を行います。	健康保険課 介護保険課 福祉課 こども政策課 学校教育課
2	妊娠中・産後うつ等の予防に関すること ・母子手帳交付時に妊娠中から産後の心の変化について妊婦・家族を含めた支援を行います。 ・地区担当の母子保健推進員が乳児家庭全戸訪問を行います。	こども政策課
3	職員の心身健康保持に関すること ・住民からの相談に応じる職員の心身面における健康増進を図ることで「支援者への支援」を行います。 ・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。 ・健康診断やストレスチェック、産業医による面接指導など個々の状態に応じた最適なヘルスケアを提供することで、自殺対策を支える職員の健康増進を促します。	総務課 学校教育課

基本目標2：リスクが高い人への支援

No.	取組	担当課・関係団体（協力）
1	子どもの発達に関すること ・発達や子育てについて相談支援等を行うとともに、必要に応じて専門機関へつなげます。	こども政策課
2	教育相談に関すること ・子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を行い、必要に応じて専門機関へのつなぎを行います。	学校教育課
3	ひきこもりに関すること ・ひきこもりや孤立している方または世帯の相談・訪問対応と必要に応じて専門機関へつなげます。	健康保険課 長与町社会福祉協議会
4	高齢者の日常生活に関すること ・地域で生活されている高齢者や寝たきりや認知症の者の介護等の相談に応じるとともに、情報提供や必要に応じて支援やサービスにつなげます。	介護保険課 地域包括支援センター
5	特定妊婦（若年・高齢・生活困窮・未婚・多胎等）に関する こと	こども政策課

	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイリスク妊婦として、問題を抱えながらも支援につながっていない家庭を把握し、相談支援等を行うとともに、必要に応じて専門機関へつなげます。 	
6	<p>産後の母子に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産褥期の母子に対し、育児支援や家事等の援助、養育者の身体的・精神的不調状態への相談・指導等を行います。 	こども政策課
7	<p>ひとり親家庭等に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子家庭へ医療費助成を行います。 ・児童扶養手当の支給を行います。 ・ひとり親家庭の就学援助の相談に応じます。 	こども政策課 教育総務課
8	<p>障害者（児）の相談・支援に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体・知的・精神障害者（児）の相談に応じるとともに適切なサービスが受けられるよう情報提供及び支援を行います。 	福祉課 こども政策課 長与町社会福祉協議会
9	<p>生活保護や生活困窮に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活に困窮している方の相談に応じるとともに、就労支援や必要な制度の情報提供を行います。 	福祉課 西彼福祉事務所 長与町社会福祉協議会
10	<p>虐待世帯に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待などの相談や緊急対応を行い安全を守ります。 	こども政策課 学校教育課 福祉課 介護保険課 地域包括支援センター 児童相談所
11	<p>DV 被害者に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DV 被害者の住所を加害者に知られないよう支援措置を行います。 ・DV 被害者の相談対応を行い、専門機関へつなげます。 	住民環境課 福祉課
12	<p>独居世帯の見守りに関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区の民生委員が独居世帯の把握に努め見守りを行います。 	福祉課
13	<p>公害・ゴミ出し関係の相談に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの公害・ゴミ出しに関する相談を受け付けるとともに問題の早期解決を図ります。 	住民環境課
14	<p>税に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町税等滞納整理事務や相談対応を行い、必要時関係機関へ紹介等の連携を行います。 	税務課 収納推進課
15	<p>水道料金・下水道使用料に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滞納者に対する相談に応じることで、生活困窮している状 	上下水道課

	況を把握した場合は、必要な相談窓口へつなげる等情報提供を行います。	
--	-----------------------------------	--

基本目標 3：人材育成（自殺対策を支える人材の育成）

No.	取組	担当課・関係団体（協力）
1	自殺危機の発見・対応 ・自殺の危機を示すサインの発見方法や、自殺の危機に気付いたときの対応方法について研修を行います。 （住民向け、ボランティア団体向け、職員研修、教職員向け等）	長崎県西彼保健所 長崎子ども・女性・障害者支援センター 健康保険課、福祉課、（総務課、学校教育課）

基本目標 4：関係機関の機能強化と連携（地域におけるネットワークの強化）

No.	取組	担当課・関係団体（協力）
1	要保護児童対策地域協議会 ・虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護を図るために行います。	こども政策課 関係各課 児童相談所
2	不登校対策 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等専門相談員と連携することで児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら連携を行います。	学校教育課
3	長与町地域自立支援協議会 ・医療、保健、福祉、教育及び就労に関係する機関とのネットワーク構築を行います。	福祉課 こども政策課 関係団体
4	長与町生活困窮者自立相談支援事業調整会議 ・生活困窮者に対する支援の情報交換や支援体制に関する検討を行います。	長与町社会福祉協議会
5	長与町地域ケア会議 ・高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう支援体制を構築する目的で行います。	地域包括支援センター 関係団体
6	長与町自殺対策連絡会議 ・長与町庁舎内において、住民サービスが比較的多い課の推進員で構成され、総合的かつ効果的な自殺対策について協議及び推進を図ります ・複合的な要因があり、1～5の会議で解決困難な場合は、ケース検討会議を開催します	健康保険課 関係各課 ※下記自殺対策連絡会議要綱の別表記載 長崎県西彼保健所

6. 計画の評価

人口規模が5万人未満の長与町において、自殺死亡者数であるアウトカム指標のみで評価を行うことは適切ではないと考えます。したがって本計画は健康ながよ21計画の一部と位置付けられていることから、健康ながよ21のアンケート結果なども評価指標といたします。

<プロセス指標>

No.	項目	基準値	目標値 (H34(2022)年度)	出典資料
1	認知機能低下ハイリスク高齢者の割合の減少	40.2% (H29 健康ながよ 21 中間評価から引用)	現状維持	日常生活圏域ニーズ調査

<アウトカム指標>

No.	項目	基準値	目標値 (H34(2022)年度)	出典資料
1	ストレスを常に感じている人の割合の減少	16.4% (H29 健康ながよ 21 中間評価から引用)	減少	健康ながよ 21 アンケート
2	自殺死亡者の減少	6人/年 (H29 健康ながよ 21 中間評価から引用)	減少	人口動態統計
3	5年間自殺死亡率	75.3 (人口10万対) H25~H29	52.71 (人口10万対) H30~H34(2022)	人口動態統計

7. 長与町の推進体制

(1) 長与町健康づくり幹事会

長与町健康づくり幹事会は、庁内の関係各課の部課長を委員とし、健康づくりに関して情報提供体制の整備及び共有化、健康事業の一体的実施、各種団体との連携等を深め健康づくりの推進を図ることを目的に平成 19 年に設置されました。「健康ながよ 21」をはじめ、健康づくりに関する様々な内容について各課の機能を活かし、効果的な健康づくりの支援及び進行管理を行います。

(2) 長与町自殺対策連絡会議

長与町自殺対策連絡会議は、関係各課の職員を委員とし、長与町民が健康で生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な自殺対策について協議及び推進を図るために平成 26 年に設置しました。会議では、長与町の自殺の状況の共通認識や自殺対策への知識の普及を行うとともに必要に応じてケース会議を行い、包括的に支援を行いながら自殺対策に取り組めるよう体制づくりに努めます。

(3) 地域における連携・協力の確保

自殺のリスクを低下させるため行政の取組のほか、保健医療福祉関係者、教育・労働機関、警察・消防、司法機関、マスコミなど官民関係者、ボランティアや民間団体及び町民一人一人がそれぞれの役割を果たし、相互に連携・協働して取り組むことで、計画を推進します。

長与町自殺対策連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の理念に基づき、町民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現を目指し、総合的かつ効果的な自殺対策について協議及び推進を図るため、長与町自殺対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(事業内容)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事業について協議、検討を行う。

- (1) 本町における相談担当課等の相互の連携及び情報交換について
- (2) 自殺等に関する専門知識と対応技術の向上について
- (3) 自殺等の発見、対応のための連携体制について
- (4) 自殺予防に関する啓発等の取り組みについて
- (5) その他自殺対策に関して必要な事業について

(組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる部課等で構成し、課等の長又はその指名する所属職員（「自殺対策推進員」と称する。）をもって組織する。

- 2 連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康保険部長を、副委員長には健康保険課長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長不在のときはその職務を代行する。
- 4 連絡会議に、必要に応じて部会を置くことができる。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて連絡会議を招集し、かつ、会議の議長となる。

2 委員長は、必要に応じて構成員以外の者に対して会議への出席を求めることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、健康保険部健康保険課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月25日から施行する。

この要綱は、平成30年2月26日から施行する。

別表

部	課
総務部	総務課 地域安全課
企画財政部	政策企画課 税務課 収納推進課
建設産業部	土木管理課 産業振興課
住民福祉部	住民環境課 こども政策課 福祉課
健康保険部	健康保険課 介護保険課
水道局	上下水道課
教育委員会	学校教育課